

平成 29 年度第 3 回豊川市空家等対策協議会における主な意見等について

委員意見等	方針等
(1) 第 3 回豊川市空家等対策協議会における委員からの主な意見等	
相談の解決率は 3 割位とのことだが、案件によって解決し易い等、項目別に分析をしているのか。	違う視点かも知れませんが、解決していない案件はどのようなものがあるかということでお答えしますと、相続人間で問題がある、相続人を調査中、相続人不明、費用がなく管理できないというものが 8 件あり、適正管理の依頼通知をしてからの経過観察中が 19 件あります。また、通知をしても反応が無いものが 25 件あり、これを今後の課題としております。
(2) 空家等対策計画（案）について	
69 ページの特定空家等の判定と措置の流れの中で、「勧告」した場合の措置で固定資産税の住宅用地特例の除外とあるが、所有者がドキリとするような固定資産税がどの位上昇するかの赤色の一文を加えてはどうか。	特定空家に認定されると、まず、直ちに改善してくださいという「助言・指導」を行い、改善されない場合は、「勧告」を行い固定資産税の特例措置の除外が行われます。「勧告」後にも改善されない場合は、「命令」を行うことで公示や過料が発生し、それでも改善されない場合は「行政代執行」という流れを示すものであります。
71 ページの空家バンクについて、認知症予防カフェや、高齢者やシングルマザーを対象としたシェアハウスを空家家で開きたいという方を知っているので、ボランティアの方たちが利用していることがわかればバンクへの登録が増えるのではないかと。	認知症カフェなどに空き家を利用する例もあるということなので、それを周知することにより、他の方からの登録につながることを期待できると思いますので、そのような取り組みを考えていきたいと思います。

庁内パブリックコメントの中で、福祉系の職員の方からの意見だと思いますが、今回の計画には載せないとしても、今後も制度は並行して進んでいくと思われるので庁内間での情報共有や、どちらの部署でなら制度ができるかなどの調整ができればよいと思う。	ご指摘のとおり、庁内間の連携は本当に大切だと考えており、特に福祉部門との連携を強固にしていかなければと感じております。できる事、求められているものをリサーチする中で繋げていければと思っております。
（３）空家等対策事業について	
地域空家等対策モデル事業の概要について、対象となる４つの活動について、もう少し詳しいマニュアルなどはあるのか。また、実態調査活動で地域において空き家を調査するにしても、市が把握している空き家の情報は町内会や自治会には活動する段階で知らせるのか。	今回お示しした内容は概要であり、今後これに基づく要綱等の設置をし、分かり易い案内資料の配布もできたらと考えております。 また、市で実施した空き家の実態調査の情報提供のタイミングも検討します。
地域空家等対策モデル事業については、素晴らしいことと思うが、３件というのは少ないのではないか。また、町内の規模も様々ある中で一律３万円の補助と決めているがもう少し柔軟性があってもよいのでは。今後、事業の継続や増加の予定はあるか。	補助額については３万円が妥当かと迷ったところではありますが、初めて行う事業なのでこれで始めてみようという考えのもとに出した金額であります。今後は、活動に取り組んでいただいた団体から他の団体への波及が狙いということもありますので、できれば続けていきたいと考えております。また、今回の事業の実績を精査し、補助額も拡充していければと考えております。
空家バンクの登録情報公開は、ホームページ上とのことだが、他の方法は考えているのか。	ホームページの他、建築課の窓口での台帳公開を行います。もう一つには、全国版空家バンクへも登録をして、より広く情報発信ができるようにしていく予定です。